

秋田市景観形成専門部会設置規程

〔平成14年8月1日
都市開発部長決裁〕

(設置)

第1条 秋田市景観条例（平成21年秋田市条例第29号。以下「景観条例」という。）および秋田市屋外広告物条例（平成8年秋田市条例第42号）に関する専門の事項を処理するため、秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例（平成14年秋田市条例第25号。以下「基本条例」という。）第12条の規定に基づき、秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会（以下「審議会」という。）に秋田市景観形成専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、審議会が所掌する事務のうち、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 景観条例第4条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく景観計画に対する意見に関すること。
- (2) 景観条例第10条の規定に基づく市長の勧告に係る意見聴取に対する意見に関すること。
- (3) 景観条例第12条第2項の規定に基づく市長の協力の要請に対する意見に関すること。
- (4) 景観条例第13条第1項（同条第3項において準用する場合も含む。）の規定に基づく景観重要建造物等に対する意見に関すること。
- (5) 秋田市屋外広告物条例第25条の規定に基づく意見に関すること。
- (6) 秋田市景観条例施行規則（平成21年秋田市規則第39号）第11条第2項の規定による表彰に係る被表彰者の審査および市民が選ぶ景観賞等の表彰および道路愛護推進事業の実施要綱第8条第4項の規定による道路の愛称の審査。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、審議会によりその権限に属させられた

事務。

(会議)

第3条 専門部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 専門部会は、委員（専門部会に属する審議会の委員および専門委員をいう。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のきは、部会長の決するところによる。

(報告等)

第4条 部会長は、専門部会の議決があったときは、遅滞なくこれを審議会の会長に報告しなければならない。

2 審議会の会長は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に基づき市長に対して意見を述べ、又は答申をするものとする。ただし、第2条第1号に掲げる事務に係る報告および同条第6号に掲げる事務のうち審議会の会長があらかじめ指定したものに係る報告については、審議会に諮るものとする。

(庶務)

第5条 専門部会の庶務は、秋田市都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月13日から施行する。